

町職員給与・定員管理の状況

(1) 人件費の状況 (平成25年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考)24年度 の人件費率
(26.1.1) 13,908	千円 12,070,451	千円 1,522,372	% 12.6	% 14.3

(2) 職員給与費の状況 (平成25年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 179	千円 629,061	千円 90,484	千円 234,060	千円 953,605	千円 5,327

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給与月額・平均年齢 (平成26年4月1日現在)

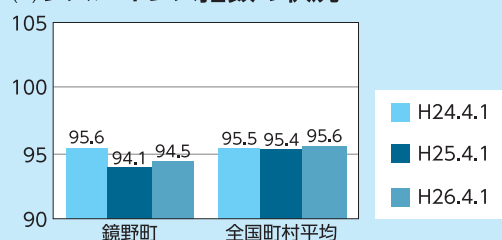
一般行政職	平均給与月額	平均年齢
鏡野町	360,665円	45.6歳
国	408,472円	43.5歳

※平均給与月額は国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算定。

(4) 職員数の推移

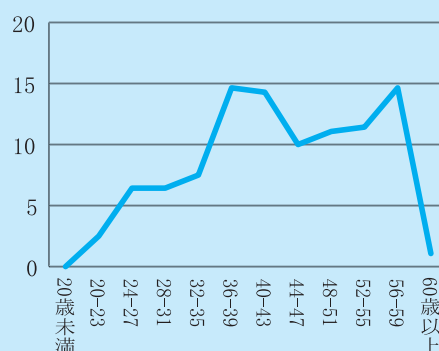
部門別	年度	H21	H26	過去5年間の増減数(率)
普 通 会 計 計		205	180	▲25 (-12.2%)
公 営 企 業 会 計 計		94	101	7 (7.4%)
総 合 計		299	281	▲18 (-6.0%)

(5) ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(6) 年齢別職員構成 (平成26年4月1日現在)



くわしい情報は、鏡野町ホームページに掲載されています
<http://www.town.kagamino.lg.jp/>
 (総務課総務係のページをご覧ください)

離婚時の年金分割についてのお知らせ

【離婚後2年以内に請求手続きをお願いします。】

「離婚分割」は、離婚等をした際の厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

手続きは年金事務所で行えますが、原則として離婚後2年を過ぎると請求手続きが行えませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
 日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)

不審な電話やメールが増えています。

日本全国で、日本年金機構の職員などをかたり、「医療費の還付金がある」などと言って「銀行口座番号を聞き出す」、「アンケート調査と称して個人情報回答させる」といった不審な電話やメールが増えていますのでご注意ください。

【不審な電話や訪問があった場合は】

- ◎できるだけ1人に対処せず、
- ◎相手方の名前や所属、用件を聞いて、メモを控え、
- ◎家族などに相談してください。

※日本年金機構、及び機構が委託を行う民間事業者は、

- ◎お客様の銀行口座や振込先などは電話で聞きません。
- ◎銀行振込やATMの操作は指示しません。
- ◎届出や申請書の手数料と称して現金は預かりません。
- ◎各種手続きは代行しません。

「怪しいな」と感じたら、お近くの年金事務所や警察、または役場へお問い合わせください。

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 電話(0868)54-2985 津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363